地域産業委員会 令和3年6月15·16日 地域力推進部 資料1番 所管 地域力推進課

地域活動におけるデジタル環境等整備支援事業 (地域力応援基金助成金) について

1 目的

新型コロナウイルス感染症拡大を契機とする「新たな日常」への対応や自然災害への備えなど、社会環境の変革に柔軟に対応し、しなやかな区民活動の実践に向けて取り組む団体を支援する。

2 交付対象団体

大田区区民協働推進条例に規定する区民活動団体で、6年以上の活動を行っている団体

- 【参考】大田区区民協働推進条例第2条第1項第4号(区民活動団体の定義) 区民活動を行うことを主たる目的とし、継続性を持つ団体であって、 区内で活動するものをいう。
- 3 対象事業

区民生活の向上に寄与する活動において、しなやかな区民活動へつながる 環境整備のモデルとなる以下の取り組み

- (1) インターネットによるリモート会議などデジタル環境整備の推進 ※例:インターネットの工事、Wi-Fi 化の無線ルーターの購入など
- (2) 団体ホームページの充実、街頭設置の掲示板の改修など情報発信の強化 ※例:団体ホームページデザインの改修、団体が管理する掲示板の改修 など
- (3) ソーシャルディスタンスの確保など「新たな日常」への対応 ※イベント等でソーシャルディスタンスの確保に必要な物品の購入など。 ただし、感染対策に必要な消毒液等の消耗品は除く。
- 4 対象期間

令和3年4月1日から令和3年12月20日までに整備が開始され完了する 事業

※募集時に終了している事業も遡及して対応する。

5 助成金額

対象経費の2分の1、ただし、1団体当たり上限10万円まで ※他の助成制度等との併用も可。併用の場合、その金額を経費から控除して 計算する。

6 募集

令和3年7月5日(月)から令和3年8月10日(火)17時まで